

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成28年5月31日付.保医発0531第1号.平成28年6月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	233点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

D012 感染症免疫学的検査の(45)を下記のように改める。

新	旧
(45) <u>デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性</u>	(45) デングウイルス抗原定性
ア <u>デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、[43]デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</u>	ア [43]のデングウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。
イ <u>デングウイルス抗原・抗体同時測定定性はデングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</u>	(イ) 「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか
ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ)～(ニ) 同右文	(ロ) 「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。	(ニ) 「A301-4」小児特定集中治療室管理料 イ 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。

下線の部分が変更されました。

● 弊社受託予定なし



株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市越市場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



電子カルテはビー・エム・エル

